業務連絡

2021年9月8日 JR東海労新幹線関西地本 編集 業務部 No. 7

2021年9月8日、新大阪日之出会議室において「申」第5号について会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

「8月分の勤務の空欄指定」に関する緊急申し入れ

7月19日の大阪第一・第二運輸所運転科の「8月分の運転計画見直しに伴う8月分の 勤務指定方について」の掲示で予備月となる者は、休日及び休暇、研修、出張等を除き一 旦空欄で発表し、臨時列車を担当する行路が確定し準備ができ次第、改めて8月分の勤務 指定表にて勤務を発表するとあった。

空欄での勤務指定は憲法第25条、労働基準法1条、15条と就業規則第55条の違反である。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉を開催の場を設定すること。

記

1. 大阪第一・第二運輸所の運転科「8月分の運転計画見直しに伴う8月分の勤務指定方 について」の掲示は5所統一なのか。

【会社回答】

5所統一の掲示ではない。

2. 「8月分の運転計画見直しに伴う8月分の勤務指定方について」の掲示で予備月となる者は、休日及び休暇、研修、出張等を除き一旦空欄で発表し、臨時列車を担当する行路が確定し準備ができ次第、改めて8月分の勤務指定表にて勤務を発表するとある、空欄での勤務指定は憲法第25条、労基法1条、15条と就業規則第55条違反である。空欄ではなく勤務を指定すること。

【会社回答】

本年8月の勤務指定にあたっては、緊急事態宣言の発令に伴い7月19日に発表した運転計画の見直しに基づき、臨行路を再設定する必要が生じたため、7月25日の勤務指定表発表時点で、予備勤務者が「乗務員」として勤務する日は全て具体的な行路番号を表示しなかったものである。そもそも就業規則第54条及び第55条の規定に基づき会社は、適切に予備勤務者に対して勤務を指定している。具体的には毎月25日までに勤務指定表を発表しており、勤務指定表において勤務種別の中から勤務種別を指定している。掲示の記載からも明らかな通り、具体的な行路番

号を記載していない日は就業規則別表第2に規定する勤務種別「乗務員」を指定しているものである。尚、就業規則の規定は法令に則っている。

3. 空欄での勤務発表は、JR他社(東日本会社、西日本会社)やJR東海・来線では無い、JR東海の新幹線乗務員職場だけである。今後、改善の考えはあるのか明確にすること。

【会社回答】

会社は、就業規則第54条及び第55条の規定に基づき、適切に勤務指定をしており現在の取扱いで問題がないと考える。

4. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の 勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。

憲法第25条第1項「すべての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする根拠を明らかにすること。

【会社回答】

会社は、貴側が求める法令事態の根拠を明らかにする立場にないが、就業規則第54条及び第55条の規定に基づき、予備勤務者に対して適切に勤務を指定しており、就業規則の規定は法令に則っている。

5. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の 勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。

労働基準法第1章1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなくてはならない」とする根拠を明らかにすること。

【会社回答】

会社は、貴側が求める法令事態の根拠を明らかにする立場にないが、就業規則第54条及び第55条の規定に基づき、予備勤務者に対して適切に勤務を指定しており、就業規則の規定は法令に則っている。

6. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日の 勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。

労働基準法第15条「使用者は、労働者に対し賃金・労働時間その他の労働条件を明示しなければならない」となっている。

就業規則第54条のどの部分が該当するか明らかにすること。

【会社回答】

貴側の質問の主旨が判然としないが、就業規則第54条及び第55条の規定に基づき 予備勤務者に対して勤務を指定しており、就業規則の規定は法令に則っている。 7. 空欄は、就業規則第54条で乗務員と発表していると深谷係長が言ったが、25日 の勤務発表での空欄は生活設計が立たず最低限度の生活が有せない。

就業規則第55条「社員の勤務は、毎月25日までに翌月分を指定する」となっている。就業規則第54条のどの部分が該当するか明らかにすること。

【会社回答】

貴側の質問の主旨が判然としないが、就業規則第54条及び第55条の規定に基づき 予備勤務者に対して勤務を指定しており、就業規則の規定は法令に則っている。

【会社回答の前段でのやり取り】

(組合) 昨日、業務委員会で指摘した本体管理者がSEKの管理者に対して「早くさせろ(作業を)」と指示したことについて確認したのか

(会社)関係者に伝えた。

(組合)今回54歳原則出向で対象の組合員が、出向先面談があり、勤務アケで面談場所の最寄り駅から労働時間(超勤扱い)とすると大阪第二運輸所総務科長から言われたということだが、大阪第二運輸所を出た時点からの労働時間(超勤)とすること。

(会社)意見として聞いておく。

(組合) 現在、在宅日勤している組合員がいるが、休業に替えること。

(会社) 意見として聞いておく。

【申第5号の回答に対しての若干のやり取り】

(組合) ほとんどの回答が、就業規則第54条及び第55条の規定で問題ないという回答だが、これが問題だ。「乗務員」という勤務種別で具体的な勤務の始業・終業時間がわからない。別表第2に「乗務員」とあるが、労働時間等の所には「指定した乗務行路表による」と記載されている。だから行路で指定しなければならない。

就業規則は労基法が前提で作られている。労基法第1条で「労働委条件は 労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」第15 条で「具体的な労働条件を明示する義務がある」そして第89条で「就業 規則に絶対的必要記載事項として記載する」事が定められている。

就業規則は労基法と同等かそれを上回る内容でないといけない。にも関わらず、運用の仕方が同等ではなくそれ以下で、全く具体的な明示がされていない。組合もそうだが、ほとんどの乗務員が、予備勤務者の空白の勤務発表や5日前の勤務発表には問題があると言っている。具体的勤務を発表すべきだ。

(会社) 何回も繰り返すが、就業規則第54条及び第55条に則り適切にやっている。 組合としての意見として聞いておく。